

令和 8 年10月19日

福岡県知事 服部 誠太郎様
大任町町長 永原譲二様

公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会
代表 田中 紀子
連絡先 : 03 - 3555 - 1725
info@scga.jp

統合型リゾート（IR）の誘致についての慎重なご検討のお願い（要望書）

当会は、ギャンブル依存症による本人・家族・職場・社会への深刻な影響を減らすため、正しい知識の普及、本人や家族の支援、政策提言等の活動を行っている団体です。

福岡県大任町において、カジノを含む統合型リゾート（IR）の誘致を目指す動きがあり、報道によれば、今月6日、永原町長は、「町民の理解が得られた」として県への必要な手続きを今月中に開始する方針を表明されたとのことです。

当会は、十分な依存症対策が講じられない限りは福岡県内へのIRの誘致に反対する立場であり、9月30日に開かれた大任町の住民説明会において、当会会員が出席の上意見を述べましたが、永原町長のご回答を聞いて、ギャンブル依存症やIRの制度・現状について無理解であることに驚きを禁じ得ませんでした。

このような認識のまま大任町及び福岡県が大任町へのIRの誘致に突き進んだ場合には、想定される経済効果が得られないどころか、ギャンブル依存症及びこれに起因する多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の深刻な社会問題の増加によって、著しい社会的な損失を生ずることになりかねません。

以下、永原町長のご回答のうち、特に問題であると思われるものを挙げます。
（回答内容は、大任町公式YouTubeチャンネルにて「大任町IR事業企業誘致説明会」として公開されている動画から引用。https://www.youtube.com/live/SV5D_UGIyJQ）

1. 大任町では今までギャンブル依存症の実例がないとの説明

永原町長は、従来から町内や周辺地域にはパチンコもあり、各種公営競技もあるところ、住民がこれらによってギャンブル依存症で苦労しているという話は聞かない、そのような実例はないと述べました。

そのような認識は、根拠のない推測に過ぎず、ギャンブル依存症の実情についての理解の欠如を示すものです。厚生労働省が3年ごとに実施している「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」の令和5年報告書（全国の市町村300地点に居住する満18歳以上75歳未満の日本国籍を有する者を対象）では、ギャンブル依存が疑われる者が全体の約1.7%と推計されています。これを人口4900人の大任町に引き直せば、住民の80人以上にギャンブル依存が疑われることになります。

もちろん、地域の特性などがあり、現実はこの単純計算どおりとは限りませんが、現にパチンコや公営競技に容易にアクセスできる状況がある以上、大任町には依存症の者はいないという説明には合理的根拠は見出せません。のみならず、依存症に悩む町民がいた場合に発言しづらくなってしまう懸念があります。

2. IRカジノの客は外国の富裕層が中心なので有害な影響は生じないとの説明

永原町長は、IRカジノの客として想定しているのはアラブの石油王などの外国の大富豪がほとんどであり、国内ではせいぜいIT長者のような富裕層であるから、治安の悪化や住民のギャンブル依存症の懸念はないと説明しました。

しかし、複数の国際空港を含め交通アクセスに恵まれた大阪IRでさえ、想定している年間来場者数2,000万人のうち国内は約1,400万人、国外は約600万人と、国内客が70%となることを想定しています。また、大阪IR整備計画では、地域住民も含め、幅広い客層の誘客を促進する旨を定めています。これは、国外・国内のごく一部の富裕層だけを想定したビジネスモデルではIRは立ち行かないことを示すものです。

また富裕層はギャンブル依存症にならないというものではありません。ギャンブル依存症は富裕層であろうが、貧困層であろうが、ギャンブルに手を出せば誰にでも患ってしまうリスクがあり、罹患すればむしろ何百億の被害を引き起こす可能性のある富裕層のほうが被害は大きいとも言えます。

3. IRカジノには法律で厳しい規制がかかっているため依存症の懸念はないとの説明

永原町長は、IRカジノについては、20歳未満の入場禁止、入場回数の制限（週3日、月10日の上限）、ATM設置禁止等の厳しい営業規制がかかっているため、依存症にはならないと説明しています。

しかし、ギャンブルの種類の中で依存症疑いのある者が最も多額の金銭を賭けているパチンコ（厚生労働省の令和5年報告書）でも、18歳未満の入店が禁止され、ATMも国の方針に基づき順次撤去されているのですから、これが十分な依存症対策になるとはいえませんが、入場回数の制限についても、ギャンブル行為の回数が週2日を超えると害のリスクが高まるというカナダのガイドラインその他海外の研究を踏まえれば、十分に安全なものとはいえません。

すなわち、法律上の規制は最小限の防波堤に過ぎず、これがあるから依存症にならないなどとは言えません。国のIR整備基本方針においても、設置都道府県等がギャンブル依存症対策を適切に行うことを求めています。

4. 具体的な「ギャンブル依存症対策」の提案がないこと

上記のように、永原町長は、IRカジノによるギャンブル依存症のリスクを合理的な根拠なく否定されましたが、「しっかり依存症対策をやります」とも宣言されました。ただ、具体的にどのような対策を講じるかは明らかにされませんでした。

IRカジノの誘致に当たっては、予防教育、医療提供体制、相談支援、民間団体活動の支援等のギャンブル等依存症対策推進基本法が定める施策をより充実させる必要があります、そのためには、安定的な財源が必要です。

大任町の人口減少が深刻な状況にあり、永原町長が問題を打開するためにIRカジノの誘致に取り組むとおっしゃいましたが、そのような町で果たしてしっかりとしたギャンブル依存症対策を施行することができるのか、我々は大変不安に感じております。

IRカジノのデメリットを合理的な根拠なく否定して安易に住民総意を演出するのではなく、リスクがあることをきちんと認め、それでもメリットが上回るのか慎重にご判断いただきたいと思います。

また、大任町にカジノができれば、来場するのは大任町民だけではありません。近隣自治体の住民にとっても、依存症のリスクが増える点では他人事ではないのです。検討の過程で、幅広く依存症当事者と家族、医療関係者等の意見を聴取してください。

服部福岡県知事及び永原町長の賢明なご判断を切にお願い申し上げます。